

鎌倉市クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画新旧対照表

新	旧
<p>3 頁</p> <p>7 防除の方法</p> <p>(4) 捕獲個体の取扱い</p> <p><u>捕獲した個体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）等の考え方に沿い、炭酸ガス（CO₂）等によりできる限り苦痛を与えない方法により殺処分し焼却処理します。</u></p> <p>なお、捕獲個体について、学術研究目的や公益上必要があると認められる目的で譲り受ける旨の申出があったときは、外来生物法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を得ている者又は同法第 4 条第 2 号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができるものに譲り渡すことができるものとします。</p>	<p>3 頁</p> <p>7 防除の方法</p> <p>(4) 捕獲個体の取扱い</p> <p><u>捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分し焼却等により適正に処理します。</u></p> <p>なお、捕獲個体について、学術研究目的や公益上必要があると認められる目的で譲り受ける旨の申出があったときは、外来生物法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を得ている者又は同法第 4 条第 2 号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができるものに譲り渡すことができるものとします。</p>